

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件
一審原告 松田正 外187名
一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成27年11月 日

名古屋高等裁判所金沢支部民事第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥
同 弁護士 笠原一浩

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考	
甲 236	平成27年度防衛 白書(ウェブサイト) 抜粋	写 し	平成27 年	防衛庁	防衛省によれば、北朝鮮は、 指導者金正恩の指示下で、ノド ン(射程距離約1300km)、テポ ドン1(射程距離1500km以上)、 テポドン2(射程距離約6000 km)という大陸間弾道ミサイル を保有している。特に、テポド ン2の派生型は射程距離10000 km以上とみられていること。	
甲 237	「北朝鮮による 『人工衛星』と称 するミサイル発 射について」防衛 省ホームページ	写 し	平成25 年1月 25日	防衛庁	同上。 平成24年12月12日に北朝鮮 は人工衛星と称してミサイルを 発射したとされるが、午前9時4 9分に発射されたミサイルは、わ ずか20分後の10時09分ころ、 2段目の推進装置とみられる物 体が、東倉里地区から約2600k mも離れた太平洋に落下したと 推定されていること。	
甲 238	東京新聞記事(ウ ェブサイト)	写 し	平成23 年8月 25日	東京新聞	通常兵器弾頭(高性能火薬弾 頭)で原発が狙われ着弾した場 合、原発が重大事故(核暴走一 チェルノブイリ型事故またはメ ルトダウンーフクシマ型事故) を起こし、大量の放射性物質を 放出する蓋然性は高いこと。 その量は広島型原爆の数百倍	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				に達する恐れがあること。 福島第一原発事故のセシウムの放出量は広島原爆の 168 倍以上とされていること	
甲 239	地図	写し	平成 27 年 11 月	グーグル 地図データ	北朝鮮のミサイル基地があると言われている東倉里（トンチャンリ）地区から我が国の若狭湾に林立する十数基の原発までの距離は約 1000 km であること
甲 240	サーチナ記事	写し	平成 26 年 8 月 6 日	宮田敦司	ミサイルの命中精度は技術の進歩により日進月歩であり、従来、慣性誘導方式であった弾道ミサイルの誘導方式が衛星誘導になり、命中精度が格段に向上する可能性が出てきたといわれていること
甲 241	参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会開議録	写し	平成 27 年 7 月 29 日	参議院	原発に対するミサイル攻撃の危険につき、2015 年（平成 27 年）7 月 29 日参院第 1 委員会において、山本太郎議員（生活の党と山本太郎となかまたち）が質問したところ、安倍首相及び政府委員らは、弾道ミサイルによって放出されるという事態は想定しておらず、したがって十分な防衛策や対策を講じていないことを認めたこと。
甲 242	「警備情勢を顧みて」	写し	平成 24 年 3 月	警視庁	警視庁も、「サイバー攻撃の情勢と対策」の項目を立てていること
甲 243	エキサイト記事	写し	平成 27 年 4 月 22 日		平成 26 年 12 月には北朝鮮のハッカー集団が韓国の原発をサイバー攻撃し、発電所の設計図や作業員の研修データなどが不正流出したことが発覚していること

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 244	週刊ポスト記事 写し	平成23 年 12 月 9 日	入江吉正	3・11の福島第一原発事故の直後、同原発の制御システムに外部、おそらくロシアから妨害ウイルスが送り込まれていた疑いが報道されており、これに対して東京電力は「サイバー攻撃を受けていた事実があったかどうか把握していません」としつつも「その事実が仮にあったとしても、安全上の支障を考慮して公表を控えることもあり得ます」としているが、同記事も述べているとおり、原発への攻撃者は地震や津波だけではなく、世界中のハッカーによる人為的なアクセス集中（いわゆるDDoS攻撃）等の混乱や、すでに密かに侵入しているかもしれない悪意ある破壊者すなわちコンピュータウイルスも現実的な脅威であること。	
甲 245	我が国の核セキュリティ対策の強化について 写し	平成24 年 3 月 9 日	原子力安全委員会 原子力防護専門部会	主要な原子力利用国の中で日本のみが原子力施設における信頼性確認制度を導入していない状況にあること。 核セキュリティに関するNGOであるNTI (Nuclear Threat Initiative) が2012年1月に発表した核セキュリティ状況の国別ランキングによると、個人の信頼性に係る評価項目 (Security Personnel Measures) において、日本は32か国中30位とされていること。	
甲 246	「原発への攻撃極秘に被害予測1948年に外務省」朝日新聞記事ウェブサイト 写し	平成23 年 7 月 31 日	朝日新聞	同上	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 247	東京新聞記事	写 し	平成23 年 4 月 8 日	東京新聞	同上
甲 248	昭和 58 年外務省 委託研究報告書 「原子力施設に 対する攻撃の影 響に関する一考 察」	写 し	昭和 59 年 2 月	財 団 法 人 日 本 国 際 問 題 研 究 所	<p>外務省が日本国内の原発が攻撃を受けた場合の被害予測を極秘に研究していたこと</p> <p>原子炉や格納容器が破壊された場合に加え、東京電力福島第一原発の事故と同じ全電源喪失も想定。大量の放射性物質が流出して、住めなくなる地域は平均で周囲 30 キロ圏内、最大で 87 キロ圏内とされ、人的被害は最大 1 万 8000 人が急性死亡するという報告書を作成していたこと。</p> <p>しかし、反原発運動の拡大を恐れて公表しなかったとされていること。</p>
甲 249	「『砂川判決』と 集団的自衛権に ついての政府見 解に関する質問 主意書」衆議院サ イト	写 し	平成 27 年 6 月	辻元清美	<p>安倍晋三内閣総理大臣も、政府答弁の中で、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしてもその目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」ことを正面から認めていること。</p>